

日本語教育推進会議（第9回）

平成30年9月19日（水）
 14時00分～16時00分
 合同庁舎第7号館東館
 文部科学省3F1特別会議室

〔出席者〕（敬称略）

一般財団法人 海外産業人材育成協会	宮本 真一	センター長
	杉山 充	担当長
一般財団法人 日本国際協力センター	長山 和夫	国際協力推進部長
	吉田 清	国際協力推進部主幹
	大石 寧子	国際協力推進部国際協力企画課 統括主任日本語講師
一般財団法人 日本語教育振興協会	佐藤 次郎	理事長
	加藤 早苗	理事
	池田 俊一	評議員
	中西 郁太郎	評議員
	中村 敬	参事
一般社団法人 全国各種学校日本語教育協会	佃 吉一	理事
	新井 時賛	理事
	永井 早希子	理事
	吉岡 久博	理事
	有我 明則	事務局長
一般社団法人 全国日本語学校連合会	荒木 幹光	理事長
	水田 穰作	常務理事
	本田 幸雅	理事
	佐伯 浩明	主席研究員
	渡部 州仁	事務局長
一般社団法人 全国日本語教師養成協議会	吉岡 正毅	代表理事
	黒崎 誠	常任理事
	新山 忠和	事務局長
	谷貝 あいり	事務局
一般社団法人 全日本学校法人日本語教育協議会	長沼 一彦	代表理事
	香川 順子	専務理事
	江副 隆秀	理事
	守屋 聡	
	日下田 誠司	事務局長

一般社団法人 日本語学校ネットワーク	大日向 和知夫	代表理事
	本田 善太郎	理事
外国人集住都市会議	川上 深志	主任
学校法人早稲田大学	小林 ミナ	教務主任
公益財団法人 アジア福祉教育財団難民事業本部	上野 明	業務課長代行
	小西 唯一	業務第二係
公益財団法人 国際研修協力機構	佐久間 大策	副部長
公益財団法人 国際文化フォーラム	水口 景子	事務局長
公益財団法人 中国残留孤児援護基金	安場 淳	教務課長
公益財団法人 日本国際教育支援協会	吉田 智子	日本語試験センター長
	福富 俊幸	日本語試験センター 試験運営課長
	川端 一博	日本語試験センター 試験開発グループリーダー
公益社団法人 国際日本語普及協会	関口 明子	理事長
	戸田 佐和	専務理事
	小瀧 雅子	常務理事
公益社団法人 日本語教育学会	神吉 宇一	副会長
	中野 佳代子	事務局顧問
	大塚 徹	事務局長
国立大学日本語教育研究協議会	西口 光一	代表理事
国立大学法人筑波大学	関崎 博紀	助教
国立大学法人東京外国語大学	鈴木 智美	留学生日本語教育センター副セ ンター長 教授
国立大学法人広島大学	渡部 倫子	准教授
全国専門学校日本語教育協会	深堀 和子	筆頭副会長
	武田 哲一	副会長
	古屋 和雄	理事
	西村 学	事務局長
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立国語研究所	野山 広	日本語教育研究領域准教授
	丹生 久美子	管理部研究推進課長
大学日本語教員養成課程研究協議 会	山本 忠行	代表理事
	鎌田 美千子	副代表
多文化共生推進協議会	鵜飼 遥佳	主事

独立行政法人 国際協力機構	大木 智之	青年海外協力隊事務局 課題業務・選考課 課長
	麻野 英二	青年海外協力隊事務局 課題業務・選考課 専門嘱託
	中島 里美	中南米部 計画・移住課 専門嘱託
独立行政法人 国際交流基金	山下 剛毅	日本語事業部企画調整チーム チーム長補佐
独立行政法人 日本学生支援機構	西澤 信夫	日本語教育センター センター長
	水野 雅方	東京日本語教育センター 教務主任
日本私立大学団体連合会	島田 直子	事務主幹
外務省大臣官房広報文化交流部 文化交流・海外広報課	山口 敦	課長補佐
経済産業省経済産業政策局産業人 材政策室	秀川 佳苗	係長
厚生労働省職業安定局 外国人雇用対策課	鈴木 宏	課長補佐
総務省自治行政局 地域政策課国際室	鈴木 雄貴	課長補佐
法務省大臣官房 秘書課外国人施策推進室	綿引 浩人	室長補佐
	星山 奉文	係員
法務省入国管理局 入国在留課	高竿 正人	補佐官
文部科学省高等教育局 学生・留学生課	岡田 真季	係長
	川本 洋輔	係員
文部科学省初等中等教育局 国際教育課	片見 悟史	課長補佐
	宮田 緑	係長
文部科学省大臣官房 国際課国際協力企画室	村越 幸史	係長
	富田 早紀	係員
文化庁文化部	藤原 章夫	部長
文化庁文化部国語課	高橋 憲一郎	課長
	藤山 貴子	日本語教育専門官
	田中 信子	専門官
	平山 大	専門官
	北村 祐人	日本語教育専門職
	上利 正樹	協力推進係長

[配付資料]

- 資料 1 文化庁文化部国語課資料
- 資料 2 文部科学省大臣官房国際課資料
- 資料 3 文部科学省初等中等教育局国際教育課資料
- 資料 4-1 文部科学省高等教育局学生・留学生課資料
- 資料 4-2 同上
- 資料 5 法務省大臣官房秘書課資料
- 資料 6 法務省入国管理局入国在留課資料
- 資料 7 外務省大臣官房文化交流・海外広報課資料
- 資料 8 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課資料
- 資料 9 一般社団法人全国日本語教師養成協議会資料
- 資料10 一般社団法人全日本学校法人日本語教育協議会資料
- 資料11 一般社団法人日本語学校ネットワーク資料
- 資料12 公益財団法人国際文化フォーラム資料
- 資料13 公益社団法人日本語教育学会資料
- 資料14 全国専門学校日本語教育協会資料
- 資料15 大学日本語教員養成課程研究協議会資料
- 資料16 一般社団法人全国日本語学校連合会資料
- 資料17 平成31年度日本語教育関係概算要求一覧

【田中専門官】 ただいまから、第9回日本語教育推進会議を開催いたします。

本日は御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会進行を務めさせていただき、文化庁国語課専門官の田中と申します。どうぞよろしく願います。

開催に当たりまして、藤原文化庁文化部長より御挨拶を申し上げます。

【藤原文化部長】 文化部長の藤原でございます。本日は大変御多忙の中、第9回日本語教育推進会議に多数の御出席を賜り、ありがとうございます。

この日本語教育推進会議は、日本語教育関係機関・団体、関係府省の皆様の情報交換、情報共有の場として、また、顔の見えるつながりを作る場として、平成24年1月の発足以来、関係府省の取組について幅広く情報を提供いただくとともに、関係機関・団体の皆様からも、それぞれの取組内容や課題等について御報告をいただけてきました。さて、そうした中で先般、政府におきまして、中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、本年6月の骨太の方針におきまして、外国人材の受入れを拡大するために、新たな在留資格を創設し、外国人材の受入れを更に進めていく方針を提示しました。

外国人材の円滑な受入れの促進のためには、外国の方を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が重要です。そこで政府はこの新たな外国人材の受入れ制度の創設に合わせ、平成18年12月に取りまとめた「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を抜本的に見直し、年内に取りまとめを行うこととしております。

一方、国会の場におきましても、超党派による日本語教育推進議員連盟において、日本語教育の基本法の制定に向けた議論が、精力的に行われているところでございます。そこで文化庁といたしましても、来年度の概算要求におきまして、従来からの取組に加え、地方公共団体が、関係機関等と有機的に連携をして日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進するための事業を新規要求しています。

本日は、8月末に各府省の来年度予算の概算要求が提出されたことを受け、関係府省の日本語教育関連の取組や概算要求の状況などについて御説明を頂くとともに、いくつかの関係機関・団体の皆様から、それぞれの取組等について御報告を頂きます。文化庁といたしましても、御報告いただいた内容を今後の施策の参考とさせていただくとともに、この場で生まれた様々なつながりを生かして、日本語教育の推進に努めてまいります。

本日は限られた時間でございますが、実り多い会議となりますよう、皆様方の御協力を

お願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

【田中専門官】 それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1から資料8までは、本日御報告をしていただく関係省庁からの資料となっております。

次に、資料9から資料16までは、本日御報告をしていただく関係機関・団体からの資料となっております。

そして、資料17は、平成31年度日本語教育関係概算要求一覧です。

また、本日の出席者につきましては、出席者名簿、座席表にて各自御確認いただくという事で、省略させていただきます。

それでは、議事(1)「各省庁の取組状況について」に入ります。

初めに、文化庁文化部国語課から御報告いたします。

【高橋国語課長】 文化庁文化部国語課長の高橋でございます。本日はお忙しい中、日本語教育推進会議に御出席を頂きまして、ありがとうございます。また、日頃より各地域におけます日本語教育に対しまして御尽力を頂きますとともに、文化庁の日本語教育施策への御理解と御協力を賜りますことにつきまして、心より感謝を申し上げたいと思います。

私の方からは、文化庁における日本語教育に関する施策、それから平成31年度の概算要求の状況につきまして御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料1をもちまして説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。この資料は、文化庁関係の日本語教育施策の全体像を示した資料です。文化庁の日本語教育の施策は、審議会における検討というものと、それから具体的な事業から成っております。

まず、審議会におけます検討の状況ですけれども、平成2年の入管法の改正に伴う定住外国人の増加を受けて、地域における日本語教育の在り方について検討することを目的として、文化審議会国語分科会の下に日本語教育小委員会が設置されました。この小委員会におきまして、主に地域における日本語教育の内容につきまして御議論いただき、例えば「生活者としての外国人」に対する「標準的なカリキュラム案」をはじめといたしまして、平成25年2月までに五つの報告を取りまとめていただいたところです。

続きまして、3ページを御覧ください。現在、日本語教育小委員会におきましては、平成25年2月に取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論

点の整理について」という報告書で整理をされました11の論点につきまして、順次検討を行っているところです。直近の平成28年、29年度におきましては、活動分野や役割を考慮した養成・研修の内容やモデルカリキュラムについて議論をし、報告を取りまとめていただきました。本年度、平成30年度は、昨年度に引き続きまして、論点6の「日本語教員の養成・研修について」を取り上げまして、海外や就労といった活動分野における日本語教育人材の資質・能力、そして研修のための教育内容について議論していただいています。

次に、2ページに戻りまして、文化庁で実施している日本語教育の事業について説明を申し上げたいと思います。文化庁の事業は、大きく分けると、既存事業といたしまして、一つ目が「生活者としての外国人」のための日本語教育事業、二つ目として、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業、三つ目として、日本語教育人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業、四つ目として、条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育、それから五つ目として、日本語教育に関する調査及び調査研究等の五つの柱からなっているところでございます。

また、平成31年度新規事業として概算要求中の事業は、この資料2ページの真ん中のオレンジ色の囲みの、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業になります。

日本語教育事業全体として、平成31年度概算要求額は、平成30年度、今年度予算から約2億9,300万円増の5億1,400万円となっております。各事業の予算額は、それぞれの欄に記載のとおりです。本日は時間に限りもございますので、概算要求に盛り込んだ新規事業について御説明申し上げます。

資料6ページを御覧ください。現在、新しい在留資格の創設等の検討がなされ、それに伴い、今後さらに在留外国人の方々の数が増えることが見込まれております。その背景の下で、外国の方々を日本社会の一員として受入れていくことは極めて重要なことと考えられます。地方公共団体が関係機関等と有機的に連携をし、その連携の下で行う日本語教育環境を強化していくということを重要視して、地方公共団体を支援するようなタイプの事業を提案しています。

この事業を通じて、日本語能力が必ずしも十分ではない外国の方が、生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語学習機会の確保を行っていきたいと考えております。具体的には、都道府県、政令指定都市が、地域の日本語教育の実態や課題把握、日本語教育実施の計画策定を行う、プログラムA、それから、都道府県・政令指定都市におけ

る新たな日本語教育実施体制づくりの支援を行う、プログラムBと、二つのプログラムを考えています。これらのプログラムの推進によりまして、地域の日本語教育の総合的な体制づくりを支援していきたいと考えているところでございます。

以上が、平成31年度概算要求の内容になります。

時間になりましたので、以上で文化庁の日本語教育施策の概要説明を終わります。その他の資料につきましては、参考として御確認を頂ければと思います。今後とも、地域におけます日本語教育の更なる充実に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

【田中専門官】 次に、文部科学省大臣官房国際課から御報告をお願いいたします。

【文部科学省大臣官房国際課】 文部科学省大臣官房国際課の村越と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。資料については、資料2を御覧いただければと思います。

大臣官房国際課では、文部科学省の外国人関連の教育施策全般を取りまとめさせていただいております。そうした中で、既に御説明もさせていただいておりますが、これまで、既に小学校、中学校、そういったところで外国籍の児童生徒数というのは増加しておりますし、また国内の日本語学習者数というのも大幅に増加している状況というのは、既に御承知のところかと思えます。そうした上で、今般、また新しい在留資格を創設することが決定されておりますので、そういった動きに向けて、外国人の皆さんが教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備するために、日本語教育、そして外国人児童生徒等に向けた教育の充実を図るということで、文部科学省全体として平成31年度要求で全体12億円弱というところで、大幅な増額要求というところで取りまとめさせていただいております。

大きな柱として1番と2番のローマ数字で書かせていただいておりますけれども、まず、生活者としての外国人に対する日本語教育の充実というところで、こちらについては、つい先ほど御説明をさせていただいたところになっております。その次に、2番の外国人児童生徒等への教育充実というところで、こちら、またこの後、学校における取組については詳しく説明させていただきたいとは思いますが、全体として7億円程度ということで、またこちらも大幅に、4億円強増額したような形で取組を強化してまいりたいと考えております。

国際課の方では、こういった取りまとめに加えて、この2の(2)になるんですけども、学校のほかに、外国人に向けた漏れのない教育機会の提供ということで、外国人学校でしたり、あるいは地域が実施するNPO等々、そういった場における学習機会で、実際には日本語教育というのも非常に大きな割合を占めてはいるんですけども、そういったところに対する支援というのも取り組んでいるところです。具体的には、定住外国人の子供の就学促進事業というのを進めさせていただいておまして、こちら、自治体に対する補助事業なんですけれども、現在、24自治体程度で活動されているんですけども、より大きく多数の自治体でやっていただけるようにということで、予算について増額をさせていただいているところになります。併せて夜間中学等についても、現在、外国人の方が非常に増えてきていますので、そういった取組というのも、文科省全体の取りまとめとして入れさせていただいております。

併せて資料2の裏側をめぐっていただきますと、表に書いてある施策を基本的は書かせていただいているんですけども、少し分かりやすいような形で、外国人と一口に言っても、義務教育段階に相当するような年齢の方、あるいは留学生として来られるような高校以上の段階の方、そして、実際に今、一番議論になるであろう就労者の方等々、いろいろな段階があるかと思うんですけども、そういった方それぞれに対して切れ目ないような形で、文科省としてしっかり日本語教育の機会というのが提供されるように、特にこの黄色のところについては、新しい事業という形で取組を進めさせていただきたいと思っていますところなんです。

私からの説明は以上になります。

【田中専門官】 では、文部科学省初等中等教育局国際教育課から御報告をお願いいたします。

【文部科学省初等中等教育局国際教育課】 皆さんこんにちは。国際教育課の片見と申します。私の方からは、今日は日本語指導が必要な児童生徒の関係のお話をさせていただければと思います。座って失礼します。

資料3を御覧ください。資料3は表の方がデータになっておりますが、これは皆さん御案内とおおり、日本語指導が必要な児童生徒がここ10年で1.7倍にもなっていると。かなり増えていると。資料は付けていないんですが、実はこういった児童生徒のうち2割以上の児童生徒が、何ら特別な指導を受けられていないという状況に今あります。ですので、我々としては、そういった児童生徒に対して指導状況の改善といいますか、そういう環境

を整備していくことが喫緊の課題だと考えております。

裏面を御覧ください。そうした中で来年度の概算要求になりますが、今までもちょっとお話が出て、この後、法務省さんからもお話があると思うのですが、今後、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策というものが改正されるということになっておりまして、今、その検討の方向性も出ておるんですが、そういった中にもかなり児童生徒に関連した取組というのを、今、書いています。そういったことも踏まえて、来年度、こうした要求をさせていただいているところです。額としてはかなり、3倍ぐらいの額を要求させていただいております。

中身について簡単に御説明しますと、四つ枠があると思うんですが、まず一番左の枠、指導・支援体制の整備というところで、拡充というところと新規というところがあると思います。まず拡充というところでございますが、これは、ずっとこれまでも予算事業としてやってきた帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業というものでして、都道府県、指定都市、中核市の取組に対して3分の1の補助を国としてするというものになっています。これまでも日本語指導補助者だったり母語支援員、日本語指導コーディネーターなどを、教育委員会が雇用するための経費だったり、特別な指導体制を構築するための経費などを補助してきたところであります。

来年度については、そういったものは引き続き行うとともに、特に親子日本語教室、放課後など、学校の教室を使って親子で学べるような、そういった日本語教室を開設するような取組、又は日本人と外国人が共に学ぶ共生学校の実現というところで、例えば外国人の方が少ない学校ですと、そういった方が仲間外れにされたり、逆に外国人がかなり多いところだと、日本人と外国人が対立したりと、そういうような状況が今あると思います。そういった状況を踏まえて、そうした方々が共に仲良く学べるような取組、例えば、社会とか家庭科とかで、そういう外国の社会情勢、それから料理とかを作ってみたり、そういったような小さな取組もあると思いますし、何か外国のフェスティバルみたいなものを開催するというような大きな取組もあると思うんですけれども、そういった様々な取組をやる場合、3分の1で補助できるような予算を計上しております。

それから、新規のところ、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援事業というのがあるんですけれども、これは、今いろいろな翻訳機器ですね、アプリをタブレット等に導入して、日本語をしゃべるといろんな国の言葉に訳してもらえる、その逆も、そういうことができる機器があると思いますので、そういう機器を導入する費用について、これも

3分の1の補助をさせていただこうというものです。

それから、右に行きまして、また新規で高校生に対する包括支援というところで、一つ事業、これも新規で要求をしようと思っっているのですが、今まで小学生、中学生に対する支援というのはそれなりに実施してきたんですが、なかなか高校生に対する支援というのは今までしてこなかったものですので、一方、こういった外国にルーツを持つ高校生というのは、母国との架け橋となるグローバル人材になったりだとか、将来有望な若者であるということが想定されるのですが、今、こうした方々への支援体制が弱いということで、こうした方の芽を摘んでしまっているんじゃないかと。そういうことで、これは教育委員会だけでなく、団体、各種NPO法人さん等々も対象としているのですが、委託事業として、こうした高校生に対する包括的な支援、日本語指導、日本語教育はもちろんなんですけれども、特に、例えば企業と連携してキャリア教育をすとか、そういった支援について、委託なので全額出して、文部科学省の委託として事業をやっていただくというようなことを今、考えております。

それから、三つ目ですけれども、教員の指導力向上ということで、これは3か年計画で日本語教育学会さんに委託をしているんですけれども、教員の方、又は指導員の方に対する研修の体系的なモデルプログラムを作っていただくということで、来年度までの事業にしております、今年度、そのモデルプログラムをあらかじめ作っていただいて、来年度は普及をしていただくことを考えております。

こういったことを来年度は文部科学省としても行っていきたいと思っております、かなり予算額、パワーアップしてやっていこうと思っておりますので、皆様方におかれましても、引き続き御支援のほど、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

【田中専門官】 次に、文部科学省高等教育局学生・留学生課から御報告をお願いいたします。

【文部科学省高等教育局学生・留学生課】 文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室の岡田でございます。私の方からは、学生・留学生課が所掌する日本語教育に関する事業の現状について御説明を差し上げます。座って失礼いたします。

資料4-1と4-2が該当の資料になります。ちょっと順番が前後して恐縮ですけれども、まずは資料の4-2を御覧いただければと思います。独立行政法人日本学生支援機構日本語教育センターについてになります。独立行政法人日本学生支援機構につきましては、東京と大阪に日本語教育センターというものを設置しております、我が国の大学、大学

院，高等専門学校等，高等教育機関に進学する外国人留学生に対しまして，日本語と，高等教育を受けるために必要な基礎教科の教育を行います。それから，日本語教育の教材の開発，日本文化・日本事情等の理解を促進させるための事業等を行っているところでございます。

東京日本語教育センターの前身は国際学友会，大阪日本語教育センターの前身は財団法人関西国際学友会でございまして，平成16年に日本育英会が整備統合された際に，日本学生支援機構に組み入れられたものでございます。

日本語教育を行うコースにつきましては，東京，大阪を合わせまして合計540名の定員という形になってございます。配置先の大学が留学生センター等を持っていない場合につきましては，こちらの日本語教育センターで教育し，そのほかに，中等教育等の12年の教育課程よりも短い国から日本の大学，高等教育機関に留学してくる学生のための準備教育といったものも，こちらの方で一部実施しているところでございます。

日本語教育センターの教育に関する2019年度の概算要求につきましては，前年度同額で要求をしているところでございます。

その次に，資料4-1に戻りまして恐縮ですけれども，国費外国人留学生制度でございます。こちらにつきましては昭和29年に創設されておまして，昭和29年からこれまで，世界160か国・地域から合計10万人を超える留学生を受入れているところでございます。大学院レベルにつきましては，渡日後6か月間の日本語の予備教育を，それから学部の方におきましては，資料の学部レベルのところ(4)，(6)，(7)がございまして，こちらの方々につきましては，基本的には渡日後の1年間，日本語を中心とした予備教育，プラス日本で教育を受けるために必要な様々な科目というものを受講いただいております。

実施機関につきましては，例えば大学院につきましては受入れ先の大学ですとか，学部レベルのうち学部留学生の方につきましては東京外国語大学さんや大阪大学さんで，また高等専門学校留学生につきましては，先ほど御説明させていただきました日本学生支援機構の日本語教育センターといったところで教育を実施しているところでございます。

以上のとおりになってございますが，引き続き中身については更に磨きを掛けながら，それぞれの取組を進めているというところでございます。

私からの説明は以上になります。

【田中専門官】 次に，法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室から御報告をお願いい

たします。

【法務省大臣官房秘書課】 法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室の綿引と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。私の方からは、席上に配布させていただいております資料の5、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について説明させていただきたいと思っております。座って失礼いたします。

説明に当たりまして若干補足させていただきますと、本年7月24日の閣議におきまして、外国人の受入れ環境整備につきましては、法務省が総合調整を行うこととし、司令塔的機能の下、関係府省との連携を強化し、効果的・効率的に進めるとされたところでございます。これは、法務省が出入国の管理、本邦における外国人の在留、人権の擁護等に関する事務を所掌していることから、外国人の受入れ環境の整備に関する企画立案及び総合調整を行うことが適当とされたものでございます。

また、同じ閣議において、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催が口頭了解されており、その閣僚会議において、本日の配布資料である外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の検討の方向性が、中間的な整理という位置付けで了承されたものでございます。

はじめに、資料の上段のオレンジ色の部分を御覧ください。先ほど来お話に出ております新しい在留資格の関係が記載されてございます。我が国に在留する外国人ですけれども、近年、専門的・技術的分野の外国人材のほか、技能実習生や留学生を含め増加を続けているところでございます。平成29年末には過去最多の約256万人となっております。また、国内で働く外国人も急増しておりまして、平成29年には約128万人となっております。

そのような状況の下、本年2月20日には、総理大臣から官房長官及び法務大臣に対し、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野における外国人受入れ制度の在り方について、早急に制度改正の具体的な検討を開始するよう御指示があったものでございます。これを受けまして関係省庁と検討を行った結果、本年6月15日に閣議決定された骨太の方針2018におきまして、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設することが盛り込まれたものでございます。このように、新たな外国人材の受入れも含めまして、我が国に在留する外国人は、今後一層増加していくことが見込まれる中で、外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組を進めるとともに、日本で働き、学び、生活する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一

員として受け入れていくという視点に立ち、外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境を整備する必要があると考えられるものでございます。

そこで、関係省庁が協力して外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を中間的整理として取りまとめ、先ほど御紹介させていただきましたように、本年7月24日の関係閣僚会議においてお示しさせていただき、御了承いただいたところでございます。この総合的対応策でございますけれども、今後、年内の最終取りまとめに向けまして、中間的整理には盛り込まれていない取組も含め、関係者の皆様から意見を聞きながら、各種取組の拡充ですとか、具体化に向けた検討を進めていきたいと考えてございます。このため、本年8月31日には法務省に総合的対応策の検討会を設置いたしまして、先日、9月13日には第1回の検討会を開催しております。第2回は9月28日に予定しております。以後、毎月1回ほどのペースで検討会を開催し、検討を進めていくこととしております。

この総合的対応策でございますけれども、各省庁の取組が記載されているところでございます。本日の会議に特に関係するものとしたしましては、左側の緑色の枠で囲まれたところです。生活者としての外国人に対する支援の(1)円滑なコミュニケーションの実現、①に日本語教育の充実等と書いてございます。また、その下でございますが、(3)子供の教育の充実というところで、外国人児童生徒の教育の充実などが盛り込まれてございます。検討会には、文化庁、文部科学省にも御出席いただいているところでございまして、今後、必要な取組について検討していくこととしてございます。

また、同様に左側の部分ですけれども、緑色の枠で囲まれた多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動の(1)ですけれども、国民及び外国人の声を聞く仕組みづくりがでございます。共生社会を実現するために、外国人と共生する必要性でございますとか意義について、国民の理解を得る必要があると考えてございます。そのため、国民及び外国人の参加の下、各地において共生施策の企画立案に資する意見聴取等の機会を設けることを検討してございます。

次に、啓発活動等の実施でございますけれども、新たな外国人材の受入れ拡大に伴いまして、言語、宗教、慣習等の相違から、様々な人権問題の発生が懸念されるところでございます。このため、国民と外国人が意見を交わす機会の設定、海外の先進事例を紹介するワークショップの開催、国民に対する適切な情報提供などを通じまして、共生に対する意識啓発を行い、偏見や差別のない社会の構築を図っていききたいと考えてございます。ほかにも様々な取組がございまして、時間の関係で省略させていただきます。

法務省の秘書課からは以上でございます。

【田中専門官】 ありがとうございます。

次に、法務省入国管理局入国在留課から御報告をお願いいたします。

【法務省入国管理局入国在留課】 皆さん、こんにちは。法務省入国管理局入国在留課の高竿と申します。本日は留学生の現況と告示基準の改正というテーマにつきまして、御説明させていただきたいと思っております。それでは、座って失礼させていただきます。

配布資料は資料6番になります。まず、1枚目の方です。新規入国者数及び在留外国人数の表になります。まず左上の留学生の新規入国者数でございますが、これは平成16年、平成23年と若干減少した時期はございましたが、直近の平成24年以降は増加傾向にございまして、昨年平成29年におきましては12万3,000人を超えて、過去最高というような入国者となっております。それを国籍別に見たものが左下の表になりますが、やはり中国、ベトナム、ネパールといった順で、今、多い国籍別になっているというところでございます。

また、留学生の現在の在留状況をお示ししたのが右上の表になりますが、直近の数字となります平成29年におきましては、いよいよ30万人を突破して31万人という在留外国人数が今いらっしゃるという状況にございます。これも平成26年以降を見ますと、毎年3万人を超えるペースで大幅な増加傾向にあるというのが見てとれると思っております。それを国籍別に見たものが右下の表になりますが、やはり依然として中国が多いんですが、やはり明らかに増加傾向にあるというのはベトナムでございまして、平成25年度の2万人台から、今現在では7万人を超えるような方が、今、既に在留されていらっしゃる。また、ベトナムに次いでネパールの方もかなり増加傾向にあるというのが見てとれるかと思っております。

資料をもう1枚めくって、2枚目の方に入らせていただきます。こちらは、留学生の不法残留者数を表したものが左上の表になります。平成9年はおおよそ2万5,000人というところでございましたが、平成26年の数値におきましては、2,777人と、ピークの10分の1ぐらいまでの数に減少しております。他方で平成27年以降につきましては、また徐々に増加傾向にあるというところでございまして、やはりこれは、入国者の増加に伴いまして、こういった形で不法残留者も増えてきているのではないのかなと見てとれます。直近では4,100人の方が不法残留の状態になっているというところでございます。

これらを国籍別に見たものが右側の表になりますが、平成26年におきましてはほぼ7

割ぐらいを占めておりました中国、これが直近で半分ぐらいまで減っているというような状況であります。その一方で、やはりベトナムは、平成26年の148件から平成30年1月現在におきましては2,420件と、およそ16倍を超える増加率となっているところでございます。

その下の方にある表は、刑法犯の検挙率を示したものでございまして、下の方の折れ線グラフは、留学の在留資格を持って在留されている方の検挙者数でございます。ちょっと資料は古いんですが、平成27年におきましては1,548人の方が検挙されているといった状況で、これを国籍別に見ましても、やはりベトナムが増加傾向にあるというところがかがわれるところでございます。

続きまして、3枚目の表に移らせていただきます。こちらは、現在の日本語教育機関について表したものでございまして、日本語教育機関の適格性の判断につきましては、平成28年7月22日に日本語教育機関の告示基準を策定しまして、昨年10月期生に係る受入れから運用されているところでございます。日本語教育機関につきましては、下の方のグラフを見てもらえば分かりますように、この二、三年の間に相当の数が増えてきているというところになっておりまして、この表では直近で711の機関が今現在あるとなっておりますが、最新では710機関が今、告示されているといった状況でございます。これを設置形態別に見ますと、株式会社等の営利法人が約6割を占めていると。学校法人によって設立されたものについては、全体の4分の1程度という状況になっているというところでございます。

続きまして、4ページ目に入らせていただきます。こちらは、現在の留学生に係る問題点とその背景についてまとめたものでございます。先ほども御説明いたしましたように、留学生の新規入国者の増加に伴いまして、不法残留者であったり留学生の刑法犯による検挙人員、これも増加傾向にあるというところでございます。また、最近、報道等にもございますように、留学生による資格外活動許可の範囲を大きく超えた実態というのも問題になっておりまして、このような不適切な資格外活動を、中には日本語教育機関、学校ぐるみで行わせているというような事実も確認されているところでございます。

参考までに、その不適正な関与というのはどのようなものがあったかというのを、例を挙げて御説明しますと、例えば、資格外活動というのは週28時間以内というのは皆さん御存じだと思いますが、長期の休業期間においては1日8時間以下というところで、若干要件が緩和されると。要は、その長期休業期間を悪用するといえますか、利用しまして、

通常であれば夏休みだったり冬休みというのを想定しているところがございますけど、中には、1年のカリキュラムの中の半分を長期休暇に充てる。いわゆる最初の2か月で4か月分授業して、次の2か月を長期休業にする。その繰り返しをすることによって長期休業期間を増やして、学生さん呼び込むといったことを確認されている事例もございました。中には当然、仲介業者による不適正な関与であるとか、虚偽文書の作成とか、そういったものもございますし、中には学生自らが、当初から日本語を勉強したいという意思ではなく、もう当初から就労したいという希望を持って、不正に日本語教育機関を悪用するといった事例も拝見されているところがございます。

こういった状況もございましたことを踏まえて、これ、ページ5枚目以降になりますが、これは、今年の7月26日に日本語教育機関の告示基準を一部改正したところがございます。先ほど御説明しましたように、こういった長期休業期間を増やすようなカリキュラムというのを防止するために、告示基準の1条1項の6号になりますが、教育課程の修業期間1年当たりの授業期間が、定期試験の期間も含め、35週にわたることを新たに追加する形で改正をいたしました。

また、10号におきましては、校長を兼務する場合において、当初、2機関までという形に絞っていましたが、これはパブリックコメント等を踏まえて見直しを図りまして、兼務する場合においては、それぞれに副校長を置くことを要件として決めました。これは、校長、副校長の両方又はいずれかが常勤である必要はございませんが、相互に連携し、管理できる体制というのは必要ということになります。

また17号におきましては、これまで規定がなかった生活指導担当者につきましても、校長先生や教員と同様に、欠格事由に該当しないことを求める。こういったことにつきまして、日本語教育機関の適正化を図るための見直しを行ったというところがございます。

あと、1枚めくっていただきまして6ページ目になりますが、21号につきまして、校地・校舎の要件につきましては、土地と建物で所有者が異なる場合の取り扱いを、これはちょっと不明瞭だったということがございまして、明確にしたというところがございます。

さらにもう1枚めくっていただきまして、7枚目になりますが、この41号につきましては、入国管理局に対する報告に関しまして、設置者が法人である場合にはその設置代表者及び日本語教育機関の経営担当者、担当役員についても、変更がある場合には報告をしてくださいということを明確化したものです。これは、こういった問い合わせが結構多かったものですから、これをきちっと告示基準に記述することによって明確化を図ったとい

うところでございます。

あと、1条2項、3項につきましては、文部科学大臣の意見に基づいて該当する、判断することとして、その基準に、教員の専任性に係る事項を追加したといったところの改正を、直近行っていたというところでございます。

以上が法務省入国管理局からの御説明でございます。

【田中専門官】 ありがとうございます。

次に、外務省大臣官房文化交流・海外広報課からお願いいたします。

【外務省】 外務省の文化交流・海外広報課、山口でございます。皆さん、こんにちは。外務省からは、海外における日本語教育事業について御説明をいたします。座って失礼いたします。

資料7を御覧いただければと思います。1枚めくっていただきまして、外務省は、国際交流基金とともに、海外において日本の理解者、日本ファンを育てるということを目的にしまして、日本語教育事業を実施しております。中段を御覧ください。まずは外務省の取組について御説明いたします。外務省は、海外にある大使館とか総領事館を通じまして、日本への理解を促進するための日本文化の紹介事業を実施しております。その中の重要な分野の一つが、日本語教育関連の事業でございます。平成29年度には、日本語弁論大会や書道ワークショップなど、186件の事業を実施してまいりました。これは、日本語教育そのものを行うというよりは、日本語学習をより身近に感じていただくということを目的にしております。

次のページを御覧ください。次に、国際交流基金が行う日本語教育について御説明をいたします。国際交流基金は、日本語教育の専門性をもって海外において日本語教育事業を実施しています。幾つか主な取組を御説明いたします。

まず一番上の1番目なんですけど、海外で教育カリキュラムの指導だとか現地教師の研修等を行う日本語専門家を派遣しております。この方々は、いわば現地の日本語教師の先生といった形になる方々です。29年度には41の国・地域の128ポストに派遣をいたしました。また、アメリカについて言えば、若手日本語教員の派遣も実施しています。

次に、2番目を御覧ください。海外において日本語教育の機会が安定的に提供されるように、日本語教育機関に対する助成支援を実施しています。平成29年度には89の国、568件の助成支援を実施いたしました。

次に3番目、海外の日本語教師の日本語力と、それから教授能力の向上を目的に、日本

国内及び海外で日本語教師に対する研修を実施しています。平成29年度には、449名の日本語教師の方が日本に来日して研修に参加されました。

次、4番目を御覧ください。各国・海外における日本語教育の導入・維持を後押しするために、海外の教育関係者や行政機関等への働きかけなどを実施しています。

次に5番を御覧ください。インドネシアとフィリピンとの経済連携協定に基づき、看護師、介護福祉士候補者に対する訪日前の日本語予備教育を実施しています。平成29年度なのですが、両国合わせて1,295名の方が研修に参加されました。また、海外の外交官や公務員のほか、研究者の方々などに対する訪日研修も実施しています。

1枚めくってください。一番上の6番です。国際交流基金では、これまで培ってきた海外における日本語教育のノウハウを活用して、日本語教育のスタンダードを開発しています。また、それに基づく教材やインターネットコンテンツの開発提供を実施しています。特に日本語のeラーニングシステム「みなと」、平成28年から提供しているものですが、29年度末現在でユーザー登録数が3万人を超えました。あと、「みなと」は、日本語、それから英語に加えて、ちょっとコンテンツによりますけれども、スペイン語、中国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語に対応しています。

7番目を御覧ください。日本語能力試験を7月と12月の年2回実施しています。平成29年度は、海外の80の国・地域で約58万人が受検しました。平成29年度は、国内外の応募者数が初めて100万人を超えた年でした。

その次、8番目を御覧ください。3年に一度、海外の日本語教育機関を対象にした日本語教育の実態調査を実施しています。それを国際交流基金の事業の実施に役立てています。その結果につきましては、国際交流基金のウェブサイトでも公表していますし、今年度については新しい調査を実施しておりまして、来年度に調査結果を公表する予定です。

その次のページを御覧ください。これは東南アジア等が限定でございますが、現地の日本語教師のアシスタント、それから日本文化紹介の草の根交流を行う日本語パートナーズという方々を派遣しております。平成29年度末までの累計でございますが、1,225名の方々に派遣いただきました。これは32年度までの限定の事業でございますが、最終的に3,000名以上を派遣する予定でございます。年齢は20から69歳まで、日本語教育の経験がなくても御参加、行っていただくプロジェクトでございます。是非大勢の方に御応募いただければと思っています。現在、国際交流基金のホームページを通じまして、来年、インドネシア、タイ、ミャンマー、ラオスに行っていただく方を募集中でございます。

詳しくは国際交流基金のホームページを御覧いただければと思います。

最後に、平成31年度の日本語教育関係予算の概算要求の関係を御説明いたします。従来から国際交流基金を通じて行っています事業に加えまして、ちょっと御説明がございましたけれども、来年4月から新しい在留資格に基づく外国人材の受入れというのが始まります。それに関連しまして、国際交流基金が有する海外における日本語教育の知識や経験、それからネットワークを活用しまして、外国人材の方々の日本語能力の判定、それから外国人材の方々に日本語を安定して学んでいただく機会を提供できるように、教育環境の整備などを考えております。

簡単ではございますが、外務省からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

【田中専門官】 ありがとうございました。

次に、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課からお願いいたします。

【厚生労働省】 厚生労働省の外国人雇用対策課の鈴木と申します。よろしくお願ひします。

本日お集まりの皆様方におかれましては、厚生労働省の各種施策に御協力いただきお礼を申し上げます。まずは感謝を申し上げます。本日、私の方からは、厚生労働省が実施しております外国人雇用対策の関係について簡単に説明させていただければと思います。資料については8になりますので、そちらを御覧ください。

まず、1ページを御覧いただきたいのですが、外国人労働者につきましてはリーマンショック後、急増しております。昨年10月末現在の状況ですが、こちらにありますとおり128万人ということで、外国人の雇用状況届出が義務化されて以降、過去最高になっております。こちらにある表につきましては、在留資格別に労働者数をまとめたものになりますが、一番人数が多いのが「身分に基づき在留する者」で、定住外国人や永住者等の方になりますが、最近の傾向としては、先ほど法務省からも説明がありましたとおり、「技能実習」、あるいは「留学生のアルバイト」、表ではマル3とマル5になりますが、こちらが非常に増えている状況になっております。また、国籍別では、ベトナム等の東南アジアの方が増えてきています。

続きまして2ページを御覧ください。「身分に基づく在留資格」の方が多い状況を踏まえまして、厚生労働省では、日系人等の定住外国人に対する就業支援を実施しているところでございます。内容についてはこちらにあるとおりですが、外国人の特性を配慮した職業

訓練の提供や職業相談の実施，あるいは職業紹介，定着支援ということで，これらを一貫して行うことで，対策を実施しているところでございます。具体的な内容につきましては，下の囲みの左の方になりますが，通訳を全国128のハローワークに配置し，また，外国人関係の専門の相談員の配置，あるいは自治体の施設をお借りしまして，福祉施策と一体となったワンストップコーナーによる相談の実施，さらに多言語コンタクトセンターということで，こちらにつきましては，通訳が配置されていないハローワークに対応するため，電話通訳を民間の事業者に委託して職業相談を実施しているところでございます。

それから，右の「外国人就労・定着支援研修」になりますが，こちらにつきましては，今回の会議の主題である「日本語の教育」と非常に関係が深い事業ですが，具体的な内容については次の3ページを御覧いただければと思います。

まず，当研修では，日本語のコミュニケーション能力が不足している定住外国人の方を対象とした雇用の安定のために研修を実施しております。こちらについては，日本国際教育センター（JICE）に委託をして実施をしているところですが，内容としましては，真ん中の囲みにありますとおり，日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化であるとか，あるいは日本の労働法令，雇用慣行等の基礎知識，さらに専門分野において使用する日本語の習得ということで，資料にあるような内容の研修を実施しております。また，1コース当たりの研修時間は120時間で，地域の実情に合わせて土日・夜間コース等のコースも設定して研修を実施しているところでございます。

30年度の実施状況につきましては，一番下でございますが，全国で計252のコース，4,250名を対象に，17都府県の92都市で実施をしているところでございます。

次の4ページは，当研修のカリキュラムの体系を図示したものになりますが，基本コース，専門コース，日本語資格準備コース等，その人のレベルに応じた形で研修を多面的に実施しているところでございます。なお，当研修事業については，来年度，予算を若干増要求させていただいているところです。また，定住外国人の就労支援全体についても，30年度は今年度と大体同程度の予算規模で実施するというところで，概算要求をさせていただいているところでございます。

次の5ページを御覧いただきたいのですが，外国人の留学生に対する就労支援ということで，こちら厚生労働省の方で実施しておりますが，資料にありますとおり，「外国人雇用サービスセンター」ということで，こちらについては東京，愛知，大阪，3か所で設置しております。また，一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置しておりま

して、こちらは、30年度は18か所ございますが、こういったセンター、あるいはコーナーを中心に就労支援等を実施しております。具体的にはその下にありますとおり、全国的ネットワークによるマッチングの促進であるとか、意識啓発・カウンセリングの実施、あるいは留学生インターンシップ・大学との連携、外国人留学生を採用する企業等に対する支援という内容の事業を行っておりますが、31年度につきましては、拠点を拡充する要求をさせていただいているところでございます。

さらに、留学生の関係では、次の6ページになりますが、31年度概算要求において、こうした事業を新規で要求させていただいているところでございます。名称につきましては、「外国人留学生等に対する就職促進研修等事業」ということで、要求の背景といたしましては、留学生の国内の就職率が、現在3割程度と非常に低い状況にあります。各方面から就職のためのビジネス日本語等々の研修が必要との要請が強いため、新規要求させていただいているところでございます。

資料の真ん中にありますとおり、こうしたビジネス日本語の関係の必要性については、規制改革実行計画等の政府方針の中にも盛り込まれております。具体的な内容については下にありますとおり、一般留学生を対象として、地域については東京、愛知、大阪を想定していますが、おおむね2週間程度のコース、900人規模で実施する、あるいは「新たな在留資格」ということで、来年度に試験等で資格を取って、就労されるという方もいらっしゃると思いますが、こうした方を対象に、東京、愛知、大阪の3か所を想定していますが、4週間程度の規模で300人規模の研修を概算要求しているところです。

それから、当研修では一番右の囲みの3番目ですが、外国人経験交流会の実施ということで、入社後のおおむね3年以内の方、若手の外国人社員を対象として、経験交流会を開催し、こちらについては、東京、愛知、大阪で大体300人規模での実施を想定し、概算要求しております。

なお、こちらの新規事業につきましては、まだ要求の段階で、最終的に予算が認められるかどうか分からないところですが、参考まで、こういった事業も概算要求しているということを紹介をさせていただきました。

私からの説明は以上になりますが、厚生労働省の施策につきまして、引き続き御支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【田中専門官】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事（２）「日本語教育関係機関・団体の取組状況について」に移らせていただきます。

初めに、一般社団法人全国日本語教師養成協議会から御報告をお願いいたします。

【全国日本語教師養成協議会】 座って報告させていただきます。私、全国日本語教師養成協議会の代表理事の吉岡と申します。よろしくをお願いいたします。

私どもは、４２０時間以上の日本語教師養成講座が集まる唯一の団体として、日本語教師の質の向上と日本語教師及び日本語学習者を支援することを目的として活動してきております。今年で１８年目になりますけれども、昨今の喫緊の課題といたしましては、国内外の日本語教師の不足がございます。国内につきましては、公開講座等を通して日本語教育の意義を広くアピールし、日本語教師の魅力をアピールしたりしておりますほか、日本語教師の資格を持っていて日本語教師になりたい人と、その教師を採用したい機関との合同説明会を開催して、採用担当者と教師希望者が直接話をする場を設けたりして、地道な活動を通じ、本年も引き続き展開してまいりたいと思います。

一方、海外につきましては、国際交流基金の調査で、海外の学習者のほぼ半数が初等中等教育、そのうち８割以上が東アジア、東南アジアに集中しているということですが、ノンネイティブの日本語教師のうち十分な日本語の運用能力を身に付けている教師、十分な日本語教授法の知識・技術を備えている教師のいずれもが３割程度という結果が出ております。国内の日本語教師の需要に供給が追いつかないため、海外に多くの日本語教師を派遣する余裕がない状況を放置することは、私ども日本の国益のためにもよくないと感じております。海外のノンネイティブ日本語教師のレベルアップを支援してまいりたいと考えております。

そこで、当協会では、主に中国、東南アジアからノンネイティブの日本語教師を招聘し、滞在費と授業料を免除して、ブラッシュアップ研修を実施して、そして帰国させる。それで、本国で日本語教育をしていただくというようなことを実施しておりまして、これも、本年度からですけれども、今後も可能な限り長期にわたって推進していきたいと考えております。

また、私どもはこの事業を規模・質的に拡大しまして、海外のノンネイティブ日本語教師の質的向上に貢献し、海外での日本語普及につなげたいと考えております。国際交流基金でも実施されておりますので、公的機関での事業を民間でも補完できるような形で実施・協力できるよう、政策をお願いしたいと存じております。

また、私どもでは、日本語教師のスキルを証明する全養協日本語教師検定を既に13回実施しておりまして、本年度も2月に実施いたします。日本語教師のスキルを証明する資格の整備に協力できる検定試験となっておりますことを、申し上げておきたいと思っております。外国人受入れが拡大しますと、必ず日本語教育に関わるわけございまして、そこに携わる日本語教師を輩出する講座の国内唯一の団体として、本年度も地道な活動を展開いたしまして、日本語教育に貢献したいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

【田中専門官】 ありがとうございました。

次に、一般社団法人全日本学校法人日本語教育協議会から御報告をお願いいたします。

【全日本学校法人日本語教育協議会】 私は、一般社団法人全日本学校法人日本語教育協議会の長沼と申します。私どもの協議会は、基本的には学校法人立で、かつ各種学校の日本語学校の集まりでございまして、その多くは、30年、50年、70年と、長きにわたって日本語教育をまじめにやってまいった学校でございます。本日は現場からの声ということで、御報告を少々申し上げたいと思っております。

私どもは、外に開かれた新しい形の日本での日本語教育というお国の方向性——あるいは戦略と言ってもいいかと思いますが——にいかに関与できるかということで、この1年議論を重ね、試行錯誤して、いわば人固めの活動をいたしてまいりました。これらの取組の内容につきましては、お手元の資料の10の中の1設立の背景と目的と、2取組状況に記載させていただきました。

活動の方向性を一言で申し上げれば、私どもとして提言するに足る日本語教育機関のあるべき姿を、現場からの声として追求するということになるかと存じます。昨今、社会が大きく変貌していく中で、当然に日本語教育機関に求められる役割も変わります。例えば、従来からの進学予備教育にとどまることなく、日本での就職支援教育ですとか、外国人児童生徒の学習支援、あるいは、在外外国人の生活言語力支援といったように、活動の幅を広げていくことを急がなければなりません。

一方で、我々に求められる日本語教育の継続的な品質保証についてですが、これは極めて高い次元のものになるはずで、また一方、ICTやAIといった技術が、今後、想像を絶する速さで教育にも活用されていくであろうことは、申すまでもありません。これをいかにうまく取り入れていくかということも、日本語教育機関の品質保証のキーになるのではないかと思います。これらの最新技術の活用の問題につきましては、お国の速やかか

つ積極的な御関与と御指導を頂くことは極めて大事ではないかと考えます。

私どもの協議会の運営上のスタンスといたしましては、ともに議論し、検証し、実際的な活動を行う集まりにしたい、あるいは、よりよい方策を提言していこうとする集まりにしたいというふうと考えております。会員間では平等・公正・透明性を保持し、互いの協力・協調を前提に、活動成果の公正な享受と共有を基本といたします。これらのために、いわばコンソーシアム的な結び付きと申しますか、互いの独立性を尊重しつつ、協力・協調して共通の目的を達成することを目指し、そして、さらには、外に向かって提言をし、一石を投ずることのできる存在になりたいと考えております。

日本語教育を取り巻く環境は、教育機関同士でつばぜり合いをしているような時代ではもはやないと思います。そのようなことが許されるほどの時間的な余裕はないと考えるのです。何とか日本語教育機関同士が一体となって、お国の目指す方向に沿った貢献ができるように結集すべきときなのではないでしょうか。

御清聴ありがとうございました。

【田中専門官】 ありがとうございました。

次に、一般社団法人日本語学校ネットワークから御報告をお願いいたします。

【日本語学校ネットワーク】 一般社団法人日本語学校ネットワーク理事を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は日本語学校ネットワークの団体としての概要、また、日本語学校の日本語教育の特性というものを資料に沿って発表させていただきたいと思います。では、座って失礼させていただきます。

日本語学校ネットワークは、今年の7月1日現在で、法務大臣より告示を受けた日本語教育機関61機関が会員校として活動しております。日本語学校に在籍する留学生の学習環境の向上を目的として、また様々なイベントを通し、留学生の活躍などいろいろなニュースを発信しております。また、学校経営者、教職員に対して勉強会や懇親会を実施し、有益な情報交換ができるよう、ネットワークをより広げられるように活動しております。

ここ最近では、日本語教育において、留学生の増加のみならず、就労や生活者としての外国人が増え、いろいろな視点から注目を浴びてきていることと存じます。中でも日本語教育推進議員連盟による日本語教育推進基本法、また骨太方針による新たな在留資格と、そのようなニュースは、日本語教育に携わる者として大変強く興味を持ち、関心が寄せられている話題かと存じます。当会ではいち早くこれらのトピックに着目し、日本語教育機関として何ができるのか、何をすべきか、何が関わってくるのか、勉強会や情報交換会を通

して、その都度いろいろと話題に取り上げるようにしています。

そのような勉強会の中で、よく当会で話題となります課題として、本日お配りした資料の11の2ページ目以降にあります、日本語学校の日本語教育と題し、その特性、特異性といえますか、その一部を挙げておりますので、是非御紹介させていただきます。

日本語学校が提供する語学教育の中には、主には日本の高等教育機関、大学や専門学校等への進学向けのものがあります。しかし、実はここ最近では、国内外を問わず、日系企業への就職件数も増加し、またそのためのビジネス日本語教育も多々行っております。また、日本で生活する生活者の方々、単に日本での留学を経験したい短期滞在の方々、日本で既に働いている外国籍の方々、いろいろな学習者の目的や希望は様々であり、それに対応できる語学教育を提供しております。

ここで、学校教育、学科教育といえますか、それと、日本語教育のような語学教育の大きな違いとして、学習期間、学習課程があります。学校教育では、例えば高校生であれば3年間、大学の学部生であれば4年間という一定の期間、学習課程で学習し、それぞれが修了、卒業という単位を取得いたします。しかし、語学教育においては、個々の既習レベルが違い、全ての学習者が同じゼロベース、例えば日本語でいえば、全員が平仮名や片仮名から学習をスタートするわけではありません。初級レベルから大学進学や就職する上級レベル取得までには、一般的には2年間の時間を要するものと言われております。しかし、既に初級レベルを本国で既習済みの学生が、もし中・上級から学習を始めるとなると、1年間で同じように上級レベルの習得に到達することが可能であります。

しかしながら、日本語教育機関で学習する留学生は、コースの始期終期が厳格に定められており、それに対応した在留資格が付与されております。もし2年のコースに入学して、1年で学生の目標である到達地点まで達した場合に、中途退学者という、ちょっと否定的なイメージとして扱われてしまうこともあります。それぞれの学習者のレベルに合ったところから学習を始め、それぞれの到達目標に達したら学習を修了する。このような語学教育の特性は、2年コースというような修了年限という発想がなじまず、学習現場の実態と制度に大きな乖離がございます。日本語教育機関、日本語学校における日本語教育の学習期間と学習課程の在り方を見直す必要があるのではないかと考えております。今後の語学教育の在り方を議論する上で、是非ともこのような視点を考慮に入れていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、日本語学校ネットワーク団体としての概要並びに日本語学校の日本

語教育としての特性を発表させていただきました。

以上、御清聴ありがとうございます。

【田中専門官】 ありがとうございます。

次に、公益財団法人国際文化フォーラムから御報告をお願いいたします。

【国際文化フォーラム】 公益財団法人国際文化フォーラムで事務局長をしております水口景子と申します。今日はどうぞよろしくをお願いいたします。座って失礼いたします。

先ほど来、共生という言葉が出ていると思うんですけども、私たちは、この共生というところと言葉の教育、外国人の方に日本語を学んでいただく、それと同時に、やはり日本人の人の外国語教育、互いに互いの言葉を学ぶということが必要ではないかと考えてきました。そのために幾つかの事業をやっているんですけども、互いの言葉に関わる人たちをつなぐというのを、一つの事業の柱にしています。この言葉に関わる人たちの中には、特に私どもは中等教育を対象にしておりますので、中等教育機関の管理職の方、それから当然、語学の教育に関わる教師の方、そして学習者の方たちがいます。ただ、私ども、残念ながら事務所は東京にしかございません。

これまで日本と中国、日本と韓国、そして日本とロシアのお互いの言葉の教育に関わる人たちをつないでまいりましたが、相手国、相手地域のいろいろな状況に関しましては、これまで国際交流基金の海外事務所の多大な御協力を得て、事業を実施してまいりました。日本と中国、日本と韓国の場合は、お互いの言葉を学ぶ人たちが接する機会というのは非常に多うございます。日本国内のことを考えても、中国語を母語とされる方、韓国語を母語とされる方はたくさん身近にいらっしゃいます。

私たちが2015年から新しい取組として今やっておりますのが、日露の交流です。日露となると、距離もかなりありますし、お互いに日本人がロシアにいない、ロシアに日本人がいないということになります。じゃあ、これをどうやっていくか。いろいろ考えましたけれども、まず、単発的に派遣、招聘をやってみました。これで、人間関係は少しはできるんですけども、その一時で終わってしまうということが多々あります。それで、今回始めたのは、2015年、16年、17年と3年間、招聘・派遣を繰り返して、教師の方たちに人としての信頼関係を作っていただくということをしました。この信頼関係を作っていたいただいた教師の方々にペアを作っていただいて、1年間、お互いのロシア語の授業、日本語の授業で交流学習に取り組んでいただくというのが、今、皆様のお手元にある資料12にございます日露交流学習プロジェクトです。

ただ、それでも距離はかなりあります。会える機会も少のうございます。ただ、先ほど来お話の中にICTという言葉が出てきましたけれども、時差のことはございますが、オンラインを使った交流というのがかなり現実的になってきました。このオンラインと実際に会うということ組み合わせながら、今年は、一番下にありますけれども、9組、これはモスクワとノボシビルスク、そしてサンクトペテルブルク、その3地域の教師の方たちと、日本は主に北海道、富山、秋田、東京。ちょうどこれ、バランスが取れていると言っているのか分かりませんが、日本の中等期間でロシア語に取り組んでいる学校が約30校、そして、ロシアでやはり日本語教育に取り組んでいる中等教育の学校が30校、それぞれ規模はそんなに多くありませんが、密度の濃い交流学习をして、別にこれは日露だから実現できることではございませんので、この一つのモデルになるかどうか分かりませんが、この交流プロジェクトの成果をまた多くの先生方と共有して、互いの言葉を学ぶ、この環境における交流学习プロジェクトというのを、これからも進めていければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【田中専門官】 ありがとうございました。

次に、公益社団法人日本語教育学会から御報告をお願いいたします。

【日本語教育学会】 日本語教育学会の副会長の神吉でございます。本日は会長の石井が所用で来られませんので、私が代わりにお話をさせていただきます。座って失礼いたします。

資料の13を御覧ください。まず前半、私どもの学会の概要と、それから本日のプレゼンテーションの内容に関わる部分について簡単にお話をさせていただきます、最後に、政策について少し御意見をさせていただきたいと思っております。

私どもの日本語教育学会は、使命として「人をつなぎ、社会をつくる」ということを設定しております。言葉というのは全てのものに関わるものですし、人と人とがコミュニケーションでつながって、よりよい社会を作っていくと。そういうことに貢献できるようにということを学会の使命として設定し、それを実現するための活動をいろいろと行っております。

次の資料を御覧ください。概要ですけれども、名称としましては公益社団法人日本語教育学会、設立が1962年で、現在会員数は約4,000です。事業方針としまして三つの柱を掲げております。学術研究、それから教育実践、情報交流、それぞれの促進ということで取り組んでおります。具体的な事業として、9つの事業を行っております。大会、支

部活動，チャレンジ支援，学会誌，調査研究，表彰，社会啓発，連携協力，広報という形です。この中で特に調査研究事業で，今般，受託研究を三つ，学会として行っておりますので，簡単にその研究事業についてお話をさせていただきます。

一つ目が，先ほども文部科学省さんの方からお話がありました，外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの開発事業です。それから，二つ目が文化庁です。日本語教育学会の人材，知財，ネットワークを活かした中堅日本語教師のための研修事業と，それから三つ目が，公益財団法人の日本漢字能力検定協会さんからの受託で，BJTビジネス日本語能力テストのテストモニターと調査・研究ということで，試験の質の担保をするという取組をしております。

資料，次を見ていただきますと，簡単に事業の実施期間と，それから成果物の予定を書いております。まず，児童生徒等の教育を担う教員につきましては，2020年の3月までの予定で取り組んでおります。成果物としては，教員養成のモデルプログラムの開発，そしてその普及，運用・活用等に関するガイドブックの作成というふうに考えており，既にもう事業が始まっておりますが，毎年その都度，成果を御報告して，シンポジウム等を開催しております。

次に，文化庁から受託をしているもので，中堅日本語教師のための研修事業です。人材育成の重要性というものが叫ばれていますが，その中で特に日本語教育学会の様々な人材，知財，ネットワーク等を活かして，中堅日本語教師の研修事業，現職者ですけれども，それを今年度から行う予定で，今，行い始めているところです。事業期間としましては2021年の3月まで，成果物としましては，この中堅日本語教師に対する研修プログラム。

それから，次，BJTビジネス日本語能力テストのテストモニターと調査・研究です。これは，2019年3月までの予定で行っておりますが，ほぼもう完成しているもので，テストモニターをして，モニターの結果報告をするということと，BJTに関するCan-Do statementsの調査をして，調査報告書を出すということを行っております。

最後に，政策に対する御意見ということで，3点ほどお話をさせていただきたいと思っております。

一つ目は，基礎日本語教育に関する専門機関の関与の制度化が必要だということです。日本語教育学会では，2010年に文化庁からの委託で，生活日本語の指導力の評価に関する調査研究というのを行っております。そのときの調査結果でも，来日初期に専門家から集中して日本語教育を受けることが非常に大切であると，これは支援者も，それから外

国人当事者双方から、そういう意見が出ております。逆に、初期に教育を受けられない場合に、そのまま、できないまま15年、20年日本に在留するというケースが出てくるとい結果が出ておりますので、このあたりで、初期の専門機関における日本語教育の制度化が必要だと考えております。

それから、二つ目に、資格制度、また学校・団体等の認証制度の改善による日本語教育の質の保証の制度化の必要性があると思っております。これも、本日のお話で、日本語教育機関は711になっているということ、それから、今様々な課題があるということが出されておりましたけれども、私どもも、教師の養成も当然します。その人たちがどこに就職していくのかというときに、本当に安心して紹介できるところがどれぐらいあるのか。法務省告示と言われているところが本当に全て信頼できる場所なのかということ、信頼できるような形での制度設計を是非お願いしたいと考えております。

最後に、中長期の社会づくりのビジョンに基づいた外国人受入れ政策及び言語政策の検討の必要性です。日本語教育だけではなくて、様々な生活の部分を統合した上での、そこに位置付けられた日本語教育というのが非常に重要だと思っております。日本語教育だけを行っても、ほかの部分が不十分であれば、やはり生活の質は向上しませんし、社会の安定にもつながらないと思います。これも、2010年の受託の調査研究で報告を差し上げているんですけども、海外で外国人を受入れているところでも、やはり政府の予算として、例えばオランダですと日本円で600億円、ドイツですと1,700億円程度の受入れ時の教育、それから能力評価というところで予算立てをして取り組んでいると。そういった事例も踏まえて、是非様々な受入れのビジョン、それから言語政策ということ、包括的に御検討していただければと思っております。

以上です。

【田中専門官】 貴重な御意見も頂きまして、ありがとうございました。

次に、全国専門学校日本語教育協会から御報告をお願いいたします。

【全国専門学校日本語教育協会】 座ったまま御報告させていただくことを御容赦いただきたいと思っております。私は全国専門学校日本語教育協会の深堀と申します。皆様方のお手元にカラーのパンフレットが置いてございますので、そちらを御覧いただければと思っております。

この全国専門学校日本語教育協会は31年前に設立されました。これは、全国専修学校・各種学校総連合会という、専門学校だけで3,000校以上を擁する総連合会で、我々の業

界唯一最大の総連合会ですが、その1部会として31年前に誕生いたしました。専門学校というのは、学校教育法124条で専修学校として規定され、専門学校としては126条で規定されております。

1ページ、次おめぐりいただきまして、この31年間、本協会が会長としてお願いしておりますのが、大沼淳先生でございます。この31年前に一体なぜこの協会を作ったのかと申しますと、教育力、後ほど御説明いたしますけれども、いわゆる、海外の大学、日本語教育機関の視察を繰り返しまして、外国で何が、どんな日本語教育がされて、主に教師・教材等どんなことが欠けており、どんなことが必要とされているかということを随分調査しました。一方、日本国内においての日本語教育を留学生にとって満足感のあり、達成感のある教育にしていくにはということ、随分、協会の仲間、学校で話し合いました。そんな中で、徐々にいろいろな面で形付けられております。

役員一覧は2ページ。

3ページをおめぐりいただきたいと思っております。これまでどんな活動をしたのかということでございます。1に、国際交流シンポジウム及び講演の開催ということで、毎年、大体2回実施してきました。いろいろな海外の事情に通じたロシア、モンゴル、インド、こちらにございますけれども、いろいろな専門家に御講演を頂いております。日本語教育はどうあるべきなのか、現地の様子はどうかという、視察だけでは分からない部分の御講演をいただいたり、又日本語教育のシンポジウムを海外と国内で実施したりしてまいりました。海外では海外の日本語教師をお呼びして、数百名の規模だったのですが、韓国ソウルで2回、釜山でも開催しました。お互いに日本語教授法の交換ですとか、講演をいたしました。

下に海外大学等日本語教育機関との交流、日本語教育事情の調査・視察ということで、先ほども申し上げました、1987年から多くの外国を調査・視察してまいりました。こちらは、ドイツ、オランダ、インドネシアという国がちょっと抜けております。各国大体10以上の、その国にある大学、主な日本語教育機関の視察を行い、当時の文化庁の方も同行されておりました。また、文科省、外務省、法務者の方々による訪問機関の手配ですとか、いろいろなことをしていただいて、私達は各国の日本語事情を報告いたしました。

あと、日本語教育フェアということで、募集活動や、本協会の告知という意味で、海外に出ていきました。また、本協会は、教育重視という協会でございますので、学生の教育成果の発表ということで、これまで30年間、日本語スピーチコンテストを実施してきま

した。

次の5ページ目を開けていただきたいと思います、ここで、昨年と今年行いました事業を述べさせていただいております。これは本年度のパンフレットでございます。本協会では、パンフレットのほかにニュースレターを出しております。「全専日協サイゼンセン」というタイトルで、この1年半に24回発行しております、行政施策の変更、発表された今日のような事業内容であるとか、法案の改正であるとか、新しい情報を常に発信しております。

行政・議会への提言、情報収集、要望活動、講演会の実施ということもいたしております。その他、上に書いてございますように、教員のためのいろいろな教授法の研究を各地で実施しております。

全国、東北から九州までの専門学校が後ろの方に会員校一覧がございますけれども、年2回総会に集まった折に、いろいろな課題、各学校が抱えている問題を話し合いまして、そこでいろいろな会員のアドバイスを受けて、解決する問題もあれば、時として行政に要望活動という形で実施していくというようなことがございます。

あと、本協会といたしましては、先ほど発表にございましたけれども、経済連携協定のEPAであります介護、看護の受入れの問題であるとか、IT人材の受入れ、あと、技能実習生の受入れの問題に関しましても、我々専門学校には介護・看護・IT等の学校もございますので、どういう形で受入れ、連携を取っていくかという問題もあるかと思っております。又外国籍の生徒の日本語教育不足の問題というのは、文科省でも相当お力を入れていらっしゃると思っておりますけれども、本協会は主に語学の専門学校が中心になっておりまして、外国籍の高校生で、日本語はちょっと不足しているけれど進学を希望しているという学生たちの受け皿に、各学校がなってきていると思っております。

あと、留学生の問題でございますけれども、一つには、日本でこれからどういうことが行われるのか、外国人が増える、留学生も増える、就労者が増えるということをお話しただきましたが、私ども学校は、サービスを教える側ですけれども、サービスはやはり期限厳守ということで、入管行政の迅速な対応がなければ、余りに待たせる審査というのは、これから改善していただかないと、欧米をはじめとする学生たちの確保という意味では、これは問題があるということ、これは長年、本協会でも話し合われている問題でございます。

あと、7ページを御覧いただきますと、我々の組織というものが御理解いただけると思

います。総務委員会、情報共有委員会、教育研究委員会、学生対策委員会ということで、御覧のような活動をしていきたいと思っております。

いずれにしろ、留学生の就職条件が非常に緩和されるということが、9月6日に新聞発表にもなっておりますけれども、年収300万円で業種を問わずに、ある程度ビザが出てくるといような話が聞こえてきましたけれども、そういう意味で、行政とこれからもいろいろ協議、連携、情報を頂きながら、協会も運営させていただきたいと思っております。

以上です。どうもありがとうございます。

【田中専門官】 ありがとうございます。

次に、大学日本語教員養成課程研究協議会から御報告をお願いします。

【大学日本語教員養成課程研究協議会】 この5月から代表理事をやっております山本と申します。どうぞよろしくをお願いします。座らせて、話させていただきます。

大学日本語教員養成課程研究協議会は略称大養協と申しますが、ほとんど日本語教育学会の会員をしている会員が占めるわけですけれども、その中で唯一教員養成ということに特化して、研究、あるいは連携をしている組織でございます。出発は、80年代後半に次々と大学に日本語教員養成課程が設立された頃、そのときに設立されましたので、設立して27年を迎えます。ただ、組織的には小さい組織でございます。この五、六年、この場で報告をしておりませんでしたので、今年度、最近のことを報告させていただきたいと思っております。

やっていることは、各大学の状況の様々な情報交換及び連携、そして、養成課程のシラバスの在り方、カリキュラムなどについての研究・協議、あるいは卒業生の進路に関する問題等々について取り組んでいるところでございます。大学日本語教員養成課程ということで、一応名前は入っておりますが、別に他の方を排除している組織ではございません。日本語学校関係者の中でも参加していただいております。国立であろうが公立であろうが私立であろうが問わずに、組織を作っているところです。

今年度、何をやったかということ、ここに挙げておきました。近年、年少者の問題については国を挙げて取り組んでいるところですので、大学の教員養成課程でも、その子供たちの日本語教育をどうやって支えていくか、これは教員養成担当者の大きな関心事であり、課題ということになっておまして、その研修会を3月に開催いたしました。

また、3月に文化庁から報告書が出ましたので、それを受けて、今後の日本語教員養成カリキュラムはどうあるべきか、こういう問題について5月に大会を開いて検討したとこ

ろでございます。

夏には、ちょうどアメリカからバトラー後藤裕子先生が帰国されておりましたので、年少者の特に教科学習というところに焦点を当てて、どうやって教科学習とつながる日本語支援ができるかどうか、それができる教員をどうやって養成していくか、こういうテーマで話し合ったところです。

その後、10月13日、これは来月になります。配布資料の中にチラシもつけていただきましたが、今度はこの教員養成課程を卒業した学生たちの進路について、就職活動、キャリア形成、こういう問題について話し合いを持ちたいということで予定をしております。日本語教育学会の方からも提案がありましたが、卒業生をどうやって安定した職場、信頼できる職場に送り込むかというのは、教員養成課程にとって大きな課題となっているわけです。今回10月には、大学だけではこれはどうしようもありませんので、様々な方に参加していただいて、この議論をしてみたいと思っております。

また、配布資料の最後にもう1点付けておきました。日本語教員実態調査。ここに参加している方々にも、これから様々な御協力をお願いするところかと思えます。日本語教員というのは、その職場の不安定さ、あるいは待遇の問題等々から、日本語教員になろうと思って大学に入ってきて、途中で進路を変更してしまう、そういう学生が少なからずいるわけです。そういう状況を改善するためにどうあるべきか、その基礎資料というものを収集したい。これは何年も前から検討していたわけですが、調査対象をどうするかとか、調査方法をどうするかとか、詰めの協議を行うために何年間も掛かってしまいました。それがいよいよ、やっと今年度調査するという方向性が定まりました。一応関係機関の了承も得ましたので、これから調査を実施する。一応ウェブで調査することになっておりますので、皆様方、御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

これは、ここに書いておきましたように、日本の社会が大きく変化するこの時代にあつて、また施策も随分変わってまいりました。こういうものに対応した日本語教員を輩出しなきゃいけない。そして、学生たちが喜んでそういうところに飛び込んでいける、こういう環境を作る、そして日本語教育の質向上を図ると、そして、教員の質・量を確保する、こういうときの基礎資料とするということで、今後の政策を検討する上でも重要な資料となると思われまますので、皆様方、どうぞ御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【田中専門官】 ありがとうございました。

次に、一般社団法人全国日本語学校連合会から御報告をお願いいたします。

【全国日本語学校連合会】 一般社団法人全国日本語学校連合会の主席研究員をしております佐伯と申します。よろしくお願いいたします。

もう本当にこの五、六年というもの、急激な人口減少、それとの裏腹にある外国人材の導入というのは、目覚ましい勢いで進んでいます。議員の先生方においても、日本語教育推進議員連盟を作って、推進基本法の制定に取り組んでおられて、それに合わせて我々日本語学校、日本語教育機関の役目も非常に重要だと認識しております。その観点に立って、我々全国日本語学校連合会としては、ひとえに質的向上をいかに確保するかということに重点を置いて取り組んでおります。我々が取り組んでいる取組状況は、以下のとおりでございます。

お手元に示してあるように、教員の教授法研修会の開催。これは、東大の各学部の教員に教授法の指導をされている准教授の方をお呼びして、日本語教育のスキルアップを目指した研修を行いました。また、それ以外に、日本語教育機関を新規に設置した教職員に、入管行政、入学者選抜のための募集の心構えなどの研修会の実施をしております。さらに、不法滞在及び資格外活動などの入管行政の説明会を、札幌、仙台、東京、大阪、福岡の各地で随時開催して、常に日本語学校の教育行政というものがきちんとなされるように注意を払っております。また、4として、在留資格申請の手続の説明会の開催。さらに、5として、日本語教育機関の在り方を各校の理事長、校長らを対象にした研修会を年に1回実施しております。さらに、進学と就職の問題です。進学フェアというものを毎年春秋2回実施しております。ここでは、各種専門学校、あるいは大学の方々にもおいでいただいて、その交流を図るとともに、必要な手続の理解を進めようとしております。さらに、留学生の全国規模のスピーチコンテスト、これは文科省、外務省、法務省、各校並びに開催都市の市長、知事らの賞もいただいて、表彰を行っております。そのほかに、留学生の生活指導・在籍管理に関する説明会などを随時、これも項目2と並行して実施しております。また、高等教育機関との連携・協力に関する説明会は、上記の進学フェアと連動して実施しております。以上が我々の団体としての統一的な取組です。

このほかに、法務省、文部科学省様に対する意見、要望事項というのを五つ掲げております。これは、我々日本語教育機関は準学校法人としての各種学校及び株式会社、あるいは学校教育法、私立学校法上の日本語教育機関は、各種学校としての準学校法人の位置付けになっていますが、株式会社立の日本語教育機関は、学校教育法上及び私立学校法上の

位置付けはなく、校長、教員の資格及び教育課程について、法務省が定めた告示基準に基づき運営を行っております。しかし、この株式会社の日本語教育機関も、大学等の高等教育機関に進学させることを主目的に教育課程などの編成に基づき教育し、学生のニーズに応じた進路指導を行う教育機関として、現在まで指導してまいりました。このようなことから、株式会社立の日本語教育機関についても、学校教育法の日本語教育機関として位置付けられるよう、制度化の御検討をお願いしたいと思っております。

さらに、2としては、日本語教員の処遇改善のための国の補助です。先ほど各省庁様より御説明がありましたが、本当に日本語教育機関というのは急増しております。8月16日の直近の数字では746校ということで、平成15年度の409と比較すると、ほぼ倍増に近い数になると。また留学生の数も、倍増に近い増え方です。この日本語教育機関の急増の中で、教師の不足、あるいはパートの方々といいますか、自由に勤められる利点はあるんですが、パートで給与が高くはないという現状がございます。これは、日本語教育機関を運営されている方は実感していると思いますが、その内容を比べて、まだ報われていないという側面があります。それについて、学校教育法の1条校に準じて、国による、こうした状況に対する支援を切望するところでございます。

3点目は、日本語会話のできない日本在留の外国人に対する教育制度の補助制度の新設を検討していただきたいと考えております。文部科学省の調査を拝見しますと、平成28年度における日本語指導が必要な児童生徒数4万4,000人、26年度に比べて20%増ですが、全市町村の半数で児童生徒が日本語指導が必要な状態に置かれており、さらに、このうちの1万人が、指導のない無指導状態に置かれているという報告が、日本語推進協議会の中で、そういう実態報告が出ておりました。我々日本語教育機関に携わる者として、これらの子たちが日本語に習熟して幸福な社会生活を送れるよう、また犯罪に手を染めることのないよう、国の強力な支援を強く要望したいと思います。そのために、我々日本語教育機関を御活用いただくことも必要ではないかと思っております。実態においては、地方の市町村における日本語教育というものは、ボランティアに頼っていて、なかなか十分な日本語教育が施されていないというふうになっています。こういうことを解消するためにも、現存700校近くある日本語教育機関の活用の御検討をお願いしたいと考えております。

さらに、4点目としては、外国人労働者の日本語会話に関し、N3あるいはN4レベルの労働者を雇用すべきとの趣旨に基づく要請でございます。いわゆる外国人材の拡大策で、

五つの新たな在留資格を与えることが決まったわけですが、仄聞するところでは、そういう農業及び建設業に従事する外国人については、日本語会話ができなくてもよいというふうな考えや構想があるように伺っていますが、これで果たしていいのだろうか。迎え入れた外国人材の人にとっても、決してプラスとは言えない状況ではないかと思えます。また、我々、ともに暮らす日本人の生活を考えても、日本語の習得というのは非常に重要なものがございます。せめて日本語能力のN3又はN4レベルを有することを位置付けるよう、強く要望したいと思えます。そして、そのために、全国日本語学校連合会は全面的に協力する方針であります。我々日本語教育機関の活用を十分御検討いただくよう要望いたします。

最後になりますが、日本語教育機関の留学生に対し、奨学金の拡大について、これはたびたびこの会議でも要望してございますが、また各省庁様に直接要望も申し上げている次第ですけれども、学校教育法上の1条校に準じた奨学金を貸与して、世界に開かれた日本、外国人から選ばれる日本、そういう状況を作っていただけないかと考えております。我々日本語教育機関というのは、その卒業生の7割近くが大学、大学院に進んでおります。また、その他専門学校にも進んでいて、日本で働く場の本当の入り口となっております。そういう観点から、日本語教育機関の持つ役割の重要性を認識していただいて、奨学金の人的及び量的拡大をお願いしたいと、そういう要望でございます。よろしくお願いいたします。

どうも失礼しました。

【田中専門官】 貴重な御意見もありがとうございました。

今までの関係省庁及び団体からの報告につきまして、御発言のある方は挙手をお願いします。

【全国日本語学校連合会】 先ほど申し上げた諸点の要望について、文科省、あるいは法務省の担当の方がいかがお考えか、現時点のお考えを聞かせていただければありがたいと思えます。

【田中専門官】 では、資料16の2(1)、(2)につきまして文化庁国語課長からお願いします。

【高橋国語課長】 お答えというよりは、この場なので、簡単なコメントみたいな形になってしまうかもしれませんが、若干申し上げたいと思えます。

まず、(1)「日本語教育機関に関し、学校教育法第1条の学校に準じる制度改正につい

て」につきましては、日本語教育推進議員連盟の方で検討されている日本語教育推進基本法案の骨子に当たる政策要綱が公表されていると思いますけれども、この中で政府に対して、日本語教育機関の制度整備についての検討を求めるといことが盛り込まれているかと思ひます。したがひまして、この検討条項が盛り込まれた法案が成立した際には、政府として、日本語教育機関の制度の在り方について、検討することになるのかなというふうにか考えます。

それから、(2)「日本語教員の処遇改善のための国の補助について」につきましては、お答えにはならないかもしれないんですが、教員の給与は、日本語教育機関の経常費の一部ということになると思ひますので、国から日本語教育機関への経常費の補助、助成というふうなことになりますと、私学振興助成法でありますとか、場合によっては憲法89条の制約もありますので、今の法制の下では非常に難しいということになるろうというふうにか認識をしているところでは。

【田中専門官】 それでは、(3)につきましては、文部科学省初等中等教育局国際教育課から何かコメントがございましたらお願いします。

【文部科学省初等中等教育局国際教育課】 御意見ありがとうございます。まさにこの(3)の御意見のところ、実態のところなどについて、私が先ほど発表した内容とかぶっていたりと、この御認識は同じところにあるのかなと思ひております。そのため、我々としましては予算増を要求しているとともに、先ほども少しお話ししましたが、親子日本語教室みたいな、新たな重点的な項目も設定したり、また高校生の支援というところも設定したりして、今後とも施策を充実してまいりたいと思ひておりますので、目指すところは同じなのかなというところで、今後とも引き続き連携をしていけたらと思ひております。

【田中専門官】 では、次に(4)について、法務省入国管理局入国在留課からコメントをお願いします。

【法務省入国管理局入国在留課】 入国管理局入国在留課でございます。まず、今回の新しい外国人材の受入れにつきましては、まさに今、検討を行っているところでござひまして、今ここで具体的にどういった方向性になるかということは、まだ御説明できる状況でござひませんことを御理解ください。その中で、先ほども御指摘ありましたように、5分野ということでは報道等で発表されておりますが、これにつきましては、報道では農業とか建設、造船とか介護、宿泊という形の5分野と報道されておりますけれども、これもい

ろんな分野でニーズが高いということもございまして、今、業者間、省庁との間で幅広く分野を検討しているところございまして、これについて、まだ具体的にどの分野がというところは確定しているものではございません。

その中でも日本語教育の必要性というところの御指摘でございます。外国人材に求める日本語能力というのは、当然、ある程度日本語会話ができ、生活に支障がないレベルの日本語能力を基本とした上で、やはり受入れ分野ごとに業務上必要な日本語能力というのがあるかと思えます。これにつきましても、じゃあ、どの分野においてどれぐらいの日本語能力が必要になるのか等につきましても、これはまさに今検討しているところございまして、具体的な日本語能力の水準というのを定まってくるかと思えますので、ちょっと今、現段階では、どれぐらいの日本語能力を求めていくかというところまでについては、ちょっと御説明できない状況であることは、その辺、御理解いただければと思います。

以上でございます。

【田中専門官】 ありがとうございます。

では、(5)について、文部科学省高等教育局学生・留学生課からコメントをお願いします。

【文部科学省高等教育局学生・留学生課】 今現在、次年度の概算要求については折衝中の状況です。同規模で概算要求しているところですけども、既に財務省から相当厳しい御指摘を受けているところでございます。まずは予算の確保に向けて、引き続き尽力してまいりたいと思います。

【田中専門官】 ありがとうございます。

それでは、時間を過ぎましたので、これで質疑応答・意見交換の時間を終了させていただきます。

次回の開催期日につきましては、改めて御案内させていただきます。

以上をもちまして、第9回日本語教育推進会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。